

平成29年4月1日より

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)が始まります。

総合事業とは

団塊の世代が75才を迎える平成37年に向けて、地域の実情に応じ市町村が中心となって、介護予防の推進を行うと共に、要支援者等の高齢者を効果的かつ効率的に支援すること目指した事業です。

総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業 (サービス事業)

○対象者は制度改正前の要支援者に相当する方。

- ①要支援認定をうけた方
- ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業名	内容
訪問型サービス	家事等の日常生活上の支援を提供 (従来の介護予防訪問介護)
通所型サービス	機能訓練や入浴介助など日常生活上の支援を提供 (従来の介護予防通所介護)
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービスが適切に利用できるようケアマネジメントする

(2) 一般介護予防事業

○対象者は、第1号被保険者のすべての方及びその支援のための活動に関わる方。

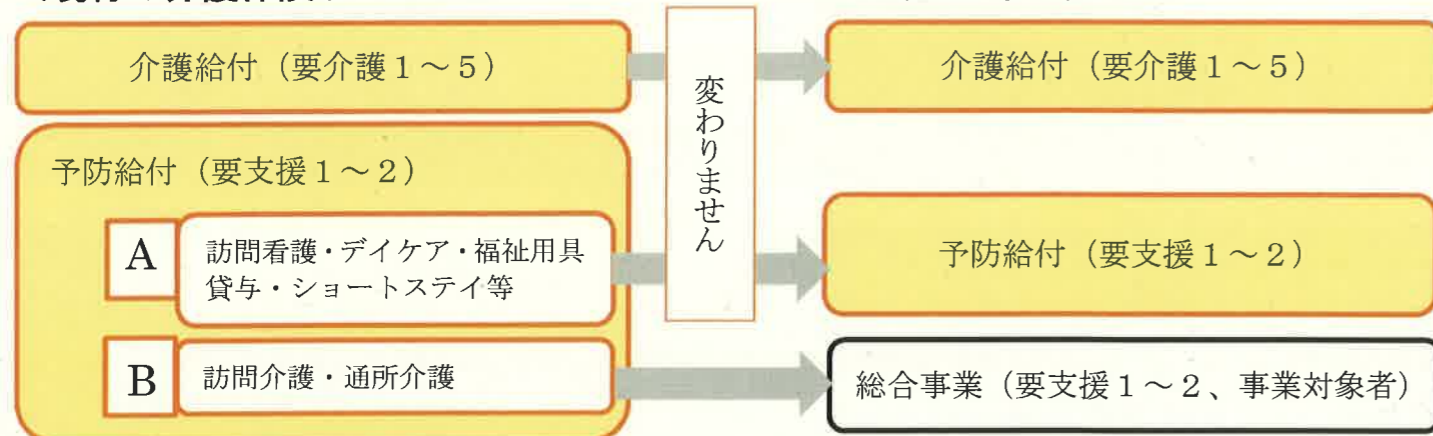
事業名	内容
介護予防把握事業	閉じこもり等何らかの支援を要する方を把握し介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う

介護保険法の改正により、平成29年4月1日から、これまで全国一律に実施されてきた予防給付(要支援の人に対するサービス)のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)が総合事業に移行することとなり、**内灘町独自の事業**として実施します。

※訪問介護と通所介護以外の要支援者に対するサービス(福祉用具貸与・訪問看護など)はこれまで通り全国一律の予防給付の中で提供します。

<現行の介護保険サービス>

<平成29年4月~>



(1) 介護予防・生活支援サービス事業 (サービス事業)

サービス利用の手続きを一部簡素化します。

これまでは、介護サービスを利用するには必ず要支援要介護認定が必要でしたが、これからは訪問型サービス(ホームヘルプサービス)・通所型サービス(デイサービス)のみを利用する場合には「基本チェックリスト」という簡単な調査を受け、基準に該当することで、要支援要介護認定の手続きをしなくても迅速にサービスを利用できるようになります。

※40歳以上64歳以下(第2号被保険者)の方は、要支援認定が必要です。



ご相談は、地域包括支援センターへ!

介護のサービスには、要支援要介護認定が必要なものと、必要でないもの、また民間のサービスなど、様々なサービスがあります。お困りの際は、まずは地域包括支援センターにお越しください。センターまでお越しになれない方はお電話をいただければ家庭訪問をいたします。

(2) 一般介護予防事業

内灘町では、現在も介護予防事業を実施しておりますが、平成29年度からさらなる充実を目指します。開催は広報や窓口等でご案内いたしますので、皆様ぜひ地域包括支援センターの介護予防教室をご利用ください。

平成28年度に開催した教室(一部)

教室名	内容
シニアクラブ等での介護予防教室	シニアクラブやいきいきサロンに保健師等が出向き、介護予防教室を実施。
ゆうゆう体操教室	公民館等で行う運動サークルに参加できない虚弱な高齢者を対象に行っている運動教室。(週1回:1年間)
認知症予防教室	認知症予防のために必要な知識についての講座と、脳活性化プログラムの実施。(5回シリーズ)
はつらつ!シニア講座28	健康寿命を延ばすために必要な知識についての講座と、筋トレ・脳活性化プログラムの実施。(12回シリーズ)

さらに、内灘町には公民館で継続的に行っている、運動の自主サークルが多くあります。地域包括支援センターでご紹介できますので、ご興味がある方は、ご相談ください。



〒920-0271 内灘町字鶴ヶ丘2丁目161-1(保健センター内)
内灘町地域包括支援センター
 電話:286-6750 FAX:286-6103